電気需給契約に関する重要事項説明書（低圧）

お客さまが、株式会社ＣＤエナジーダイレクト（以下「当社」といいます。）に電気使用の申込みをしていただくにあたり、当社が電気事業法にもとづき説明し、お客さまにご確認いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。なお、電気の供給および使用に関する契約（以下「電気需給契約」といいます。）の詳細は、電気基本契約要綱および電気個別要綱（以下「要綱等」といいます。）に定めています。当社は、電気事業法第 2 条の 13 にもとづく書面の交付（以下「契約締結前書面」といいます。）および同法第２条の 14 にもとづく書面の交付（以下「契約締結後書面」といいます。）について、書面でお知らせする事項を除いては、書面交付に代えて、要綱等を当社のホームページに掲載する方法によりこれを提供いたします。

電気使用の申込みおよび電気需給契約の成立

（１）**お客さまが新たに電気需給契約を希望される場合は、あらかじめ要綱等を承諾のうえ、当社が必要とする事項を明らかにし、所定の様式により申込みをしていただきます**。

（２）**申込みは、当社所定の場所で受付します。なお、当社が適当と判断した場合は、口頭、電話、インターネット等による申込みを受付することがあります。**

（３）**電気需給契約の申込みをされる場合は、お客さまは、あらかじめ、次の事項を承諾するものといたします。**

ア **要綱等によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報（お客さまを識別できる情報をいいます。）を他の小売電気事業者等へ当社が通知すること。**

イ **東京電力パワーグリッド株式会社（以下「接続供給会社」といいます。）が託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）において定める需要家等に関する事項を遵守すること。**

ウ **電気需給契約にもとづきお客さまから申し出ていただいた事項のうち、託送約款等にもとづく接続供給のために接続供給会社が必要とする事項について、接続供給会社に当社が情報を提供すること。**

（４）**電気需給契約は、お客さまからの申込みに対して、当社が承諾したときに成立いたします。**

（５）当社は、法令、電気の需給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（既に消滅しているものを含む他の契約の料金支払状況を含みます。）その他によって、申込みの全部または一部をお断りすることがあります。

使用開始予定日

（１）**当社へスイッチング（同一の需要場所かつ同一のお客さまに対する託送供給において、検針日の前日とその検針日を境に小売電気事業者が変更されることをいいます。）される場合の供給開始予定日は、原則として、従前の小売電気事業者（以下「旧小売電気事業者」といいます。）との解約や接続供給会社との託送供給契約成立等の手続きが完了した後の、接続供給会社の託送約款等に定める計量日（次回計量日または次々回計量日）といたします。**

（２）**転居等で新たに電気の使用を開始される場合の供給開始予定日は、お客さまが希望される日を基準として、協議することといたします。**

（３）供給開始後に、契約内容をお知らせする書面を送付いたします。

（４）当社へスイッチングされる場合、旧小売電気事業者への解約連絡は当社がお客さまに代わり行いますので、当社の供給開始とともに旧小売電気事業者との契約は解約されます。

（５）**万が一、供給開始予定日より前にスイッチングの申込みをキャンセルされる場合は、供給開始予定日の３営業日前までに当社へその旨を申し出ていただく必要がございます。**

料金プラン・割引種別の適用等

（１）料金プラン・割引種別はお客さまからの申込みにもとづき適用いたします。

（２）当社とのガス需給契約の解約等で料金プラン又は割引種別の適用条件を満たさなくなった場合は、すみやかにその旨を当社へ連絡いただきます。

電気需給契約に関する重要事項説明書（低圧）

供給電圧および周波数

当社が供給する電気の供給電圧および周波数は次の通りです。
[供給電圧]標準電圧 100 ボルトまたは 200 ボルト
[周波数]標準周波数 50 ヘルツ（一部地域は 60 ヘルツ）

使用電力量の計量や電気料金の算定方法等

（1）**接続供給会社が託送約款等にもとづき計量した値を用いて、その料金算定期間の使用電力量を算定いたします。計量器は、託送約款等にもとづき接続供給会社が設置いたします。料金の算定期間における使用電力量は、30 分ごとの使用電力量の合計として算定いたします。**

（2）計量器の故障や特別な事情等があり、使用電力量の算定に計量値等を用いることが適当でないときには、託送約款等に定めるところにより、お客さまと当社との協議によって使用電力量を定めます。

（3）**当社は、その使用電力量を WEB 会員サービス「カテエネ」または「ビジエネ」によりお客さまへお知らせいたします。なお、供給開始後に当社より送付する契約内容をお知らせする書面内に「カテエネ」・「ビジエネ」の登録方法を記載しています。**

（4）**当社は、電気個別要綱の料金表を適用して、その使用電力量にもとづき電気料金を算定いたします。**

（5）料金算定期間は、計量日（電力量または最大需要電力等が記録型計量器に記録される日をいいます。）から次の計量日の前日までの期間とします。また、転居等により、ご使用期間が 1 か月に満たない場合、要綱等に定める算定式にもとづき日割り計算を行います。

（6）**電気料金は、契約電流、契約容量もしくは契約電力によって決まる「基本料金」と、使用電力量に応じて決まる「電力量料金（燃料費調整額を含む）」の合計（割引制度の適用がある場合は、その合計から割引額を差し引いた金額）に、再生可能エネルギー発電促進賦課金を加えたものといたします。ただし、適用する割引種別により割引額には上限があります。**
※再生可能エネルギー発電促進賦課金の詳細および適用単価は、当社ホームページ等をご確認ください。

＜計算方法＞

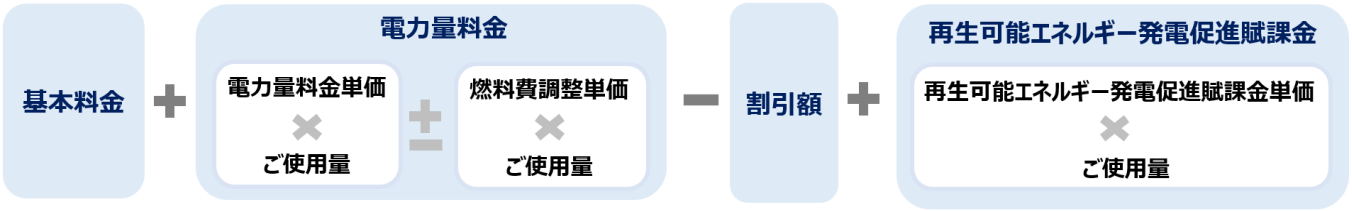

（7）**料金プランの料金表および適用条件については、要綱等をご確認ください。**

電気需給契約に関する重要事項説明書（低圧）

電気料金等のお支払い

（１）**電気料金または延滞利息については毎月、工事費負担金その他についてはそのつど、当社が指定した金融機関等を通じてお支払いいただきます。なお、電気料金または延滞利息は原則として、口座振替またはクレジットカード払いによりお支払いいただきます。ただし、供給開始後、お支払方法の手続きが完了するまでに電気料金または延滞利息をお支払いいただく場合等には、払込用紙によりお支払いいただきます。また、当社が払込用紙を発行した場合には、原則として手数料 220 円をお支払いいただきます。**

（２）**お客さまが、電気需給契約と同一の需要場所において当社とガス需給契約を締結されている場合の電気料金は、原則として、そのガス需給契約におけるガス料金の支払いと同一の方法により、ガス料金とあわせてお支払いいただきます。**

（３）**電気料金の支払義務は、要綱等の定めにもとづき、原則として、検針日の属する月の翌月第３営業日に発生し、支払期限日は、支払義務発生日の翌日から起算して 30 日目といたします。**

（４）**支払期限日を経過してもなお電気料金のお支払いがない場合は、要綱等の定めにもとづき延滞利息を申し受けます。ただし、料金を口座振替により支払われる場合で、当社の都合により料金を支払期限日の翌日以降にお客さまの口座から引き落としたときは、この限りではありません。**

燃料費調整について

（１）原油や LNG（液化天然ガス）、石炭価格の変動を燃調費調整によって毎月の電気料金に反映します。

（２）**各月に適用する燃料費調整単価は、３か月間の財務省貿易統計価格にもとづき算定し、２か月後の電気料金に反映いたします。**

【料金への反映タイミングについて（例）】

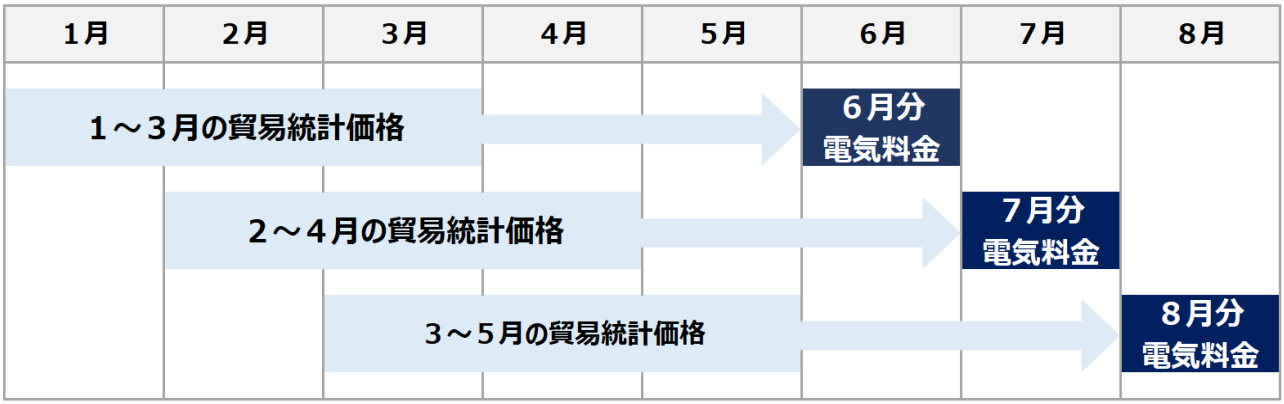

（３）**燃料費調整額に用いる燃料費調整単価は、基準燃料価格（86,100 円/kℓ）と平均燃料価格に差が生じた場合、その差額にもとづき、次の通り算定いたします。**

※燃料費調整単価の単位は、１銭とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

なお、当社の燃料費調整単価には、上限設定がありません。

	平均燃料価格	燃料費調整単価（円/kWh）の算定方法
基準燃料価格 86,100円/kℓ	86,100円/kℓを上回る場合（プラス調整）	[平均燃料価格 − 86,100円] × 基準単価 / 1,000
	86,100円/kℓを下回る場合（マイナス調整）	[86,100円 − 平均燃料価格] × 基準単価 / 1,000

【毎月の平均燃料価格】
平均燃料価格(原油換算１キロリットルあたり)＝0.0048×A＋0.3827×B＋0.6584×C
※100 円単位とし、100 円未満の端数は 10 円の位で四捨五入

A：3 か月における 1 キロリットルあたりの平均原油価格
B：3 か月における 1 トンあたりの平均 LNG 価格
C：3 か月における 1 トンあたりの平均石炭価格
※単位は１円とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入

【基準単価】
平均燃料価格が 1,000 円/kℓ 変動した場合の値：0.183 円/kWh

（4）**各月に適用する燃料費調整単価は、適用２か月前の月末に当社ホームページにてお知らせします。最新の燃料費調整単価や平均燃料価格の推移については、当社ホームページをご確認ください。**

お客さまの申し出による電気需給契約の変更または解約

（1）**お客さまの申し出による契約の変更および転居等による解約については、当社ホームページまたは当社問い合わせ先へのお電話により、お手続きをしていただきます。転居等による解約を希望される場合は、解約を希望される日の３営業日前までに当社へ申し出ていただく必要があります。**
（2）**お客さまの希望により電気需給契約の内容を変更する場合は、契約締結前書面については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載するものといたします。また、契約締結後書面については、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載するものといたします。**
（3）**お客さまが当社から他の小売電気事業者へスイッチングされる場合の解約については、新たな小売電気事業者に対し契約の申込みをしていただきます。なお、当社への解約のお申し出は不要です。**
（4）**お客さまが契約電流、契約容量もしくは契約電力を新たに設定し、または増加された日以降 1 年に満たないで電気の使用を廃止しようとし、または契約容量もしくは契約電力を減少しようとされる場合は、当社は電気需給契約の消滅または変更の日に、電気料金および工事費を精算していただきます。ただし、将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむを得ない理由による場合を除きます。**

電気需給契約に関する重要事項説明書（低圧）

当社からの申し出による電気需給契約の変更または解約

（１）当社は、要綱等を変更することがあります。この場合には、原則として、料金にかかわる供給条件は変更の直後の計量日から、その他の供給条件は変更を行なった日から、変更後の要綱等によります。その場合には、変更後の要綱等を当社のホームページに掲示する方法またはその他当社が適当と判断した方法により公表いたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。

（２）要綱等または電気需給契約の内容を変更する場合は、次項に定める場合を除き、契約締結前書面については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し記載するものといたします。また、契約締結後書面については、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載するものといたします。

（３）要綱等または電気需給契約の内容について、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の電気需給契約の実質的な変更を伴わない変更をしようとする場合、契約締結前書面については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面交付することなく説明するものといたします。また契約締結後書面については、これを行わないものといたします。

（４）**お客さまが支払期限日をさらに 20 日経過しても電気料金のお支払いがない場合、当社との他の契約（すでに消滅しているものを含みます。）の電気料金についてお支払いがない場合、または要綱等によって支払いを要することとなった電気料金以外の債務のお支払いがない場合には、当社は電気需給契約を解約することがあります。また、電気を不正に使用した等、当社が要綱等に定める一定の事由に該当するときは、電気の供給を停止または解約することがあります。**

（５）**お客さまが、当社に電気の使用廃止の通知をすることなく移転され、電気の使用がないことが明らかな場合には、当社および接続供給会社が需給を終了させるための処置を行なった日に契約を解約いたします。**

工事費等の負担

当社が、接続供給会社からお客さまの需要場所に対応する供給地点に係る工事費等の負担を求められた場合には、当社は、その金額をお客さまから、原則として、当社または接続供給会社の工事着手前に申し受けます。また、当社は、接続供給会社の設計変更、材料単価の変動その他特別な事情によって工事費等に著しい差異が生じた場合等において、接続供給会社との間で工事完成後に工事費等の精算を行う場合は、お客さまとの間で工事費等を精算するものといたします。

需要場所への立ち入りによる業務の実施

当社または接続供給会社は、供給設備または計量器等の設計、施工、改修または検査や、計量器の検針または計量値の確認等を実施するため、お客さまの承諾を得てお客さまの土地もしくは建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

電気需給契約に関する重要事項説明書（低圧）

違約金および設備賠償金

（１）**お客さまが、電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合等で、そのために電気料金の全部または一部の支払いを免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。免れた金額は、適正な供給条件にもとづいて算定された金額と、不正な使用方法にもとづいて算定された金額との差額といたします。**

（２）**不正に使用した期間が確認できないときは、6 か月以内で当社が決定した期間といたします。**

（３）**お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当社または接続供給会社の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について、当社設備の場合かつ修理可能であるときは修理費、当社設備の場合かつ亡失または修理不可能であるときは、帳簿価額と取替工費との合計額を賠償していただきます。また、接続供給会社の設備の場合は、接続供給会社に生じた損害の賠償に要する金額を賠償していただきます。**

保安に対するお客さまの協力

（１）お客さまが、次のいずれかについてお気づきの場合には、すみやかに当社および接続供給会社にご連絡いただくようご協力ください。この場合には、接続供給会社は、ただちに適当な処置をいたします。

ア　電気の供給に必要な電気工作物に異状、もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあると認めた場合

イ　お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずるおそれがあり、それが接続供給会社の供給設備に影響を及ぼすおそれがあると認めた場合

（２）お客さまが、接続供給会社の供給設備を使用しないことが明らかな場合で、接続供給会社が保安上必要と認めるときは、その期間について、接続供給会社は(1)に準じて、適当な処置をいたします。

（３）その他、接続供給会社の託送約款等に定める事項を遵守していただきます。

その他

（１）現在契約中の小売電気事業者との契約を解約することで、その契約内容によっては旧小売電気事業者に対する解約金の発生やポイントの失効等、お客さまの不利益になる事項が発生する可能性があります。

（２）クーリング・オフにより契約を解除された場合や当社から契約を解約した場合等で、お客さまが無契約状態となったときには、電気の供給が停止いたしますので、契約の締結を希望される小売電気事業者へ申込みいただく必要があります。

（３）**当社または接続供給会社が解約をし、または供給もしくは使用の制限、中止もしくは停止をしたために、お客さままたは第三者が損害を受けられても、当社の責めに帰すべき事由がないときは、当社は賠償の責任を負いません。**

（４）**当社は、個人情報の一部を共同利用することがあります。共同利用における利用項目、利用者の範囲、利用目的等の詳細は当社のプライバシーポリシーをご確認ください。**

当社のプライバシーポリシーは下記から参照いただけます。

電気需給契約に関する重要事項説明書（低圧）

【料金表】＜2026 年 11 月検針分（11 月計量日の前日までのご使用分）まで＞

（1）CD 従量電灯 B

			単位	料金（税込）
基本料金※ （1 か月あたり）	契約電流	10A	1 契約	276.90 円
		15A		415.35 円
		20A		553.80 円
		30A		830.70 円
		40A		1,107.60 円
		50A		1,384.50 円
		60A		1,661.40 円
電力量料金	第 1 段階料金	120kWh まで	1kWh	29.90 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで		35.59 円
	第 3 段階料金	300kWh を超える		36.50 円

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

解約金	なし※1
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■割引

ガスセット割	0.5%

【適　用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

【割　引】

①ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ　CD従量電灯Bの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。

ロ　CD従量電灯 B の料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。

②ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。

③ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

※1　別途付帯契約を締結した場合には、解約金が発生する場合があります。詳細については付帯契約の要綱をご確認ください。

（2）CD 従量電灯 C

			単位	料金（税込）
基本料金※（1 か月あたり）			1kVA	276.90 円
電力量料金	第 1 段階料金	120kWh まで	1kWh	29.90 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで		35.59 円
	第 3 段階料金	300kWh を超える		36.50 円

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

解約金	なし※2
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■割引

ガスセット割	0.5%

【適　用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約容量が６キロボルトアンペア以上である需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

【割　引】

①ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ　CD従量電灯Cの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。

ロ　CD従量電灯Cの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。

②ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。

③ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

※２　別途付帯契約を締結した場合には、解約金が発生する場合があります。詳細については付帯契約の要綱をご確認ください。

電気需給契約に関する重要事項説明書（低圧）

（3）CD 低圧電力プラン

		単位	料金（税込）
基本料金※（1 か月あたり）		1kW	979.69 円
電力量料金	夏季（7 月 1 日～9 月 30 日）	1kWh	27.49 円
	その他季（10 月 1 日～6 月 30 日）		25.92 円

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

解約金	なし※3
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

【適　用】
低圧電力の適用範囲に該当し、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

※３　別途付帯契約を締結した場合には、解約金が発生する場合があります。詳細については付帯契約の要綱をご確認ください。

電気需給契約に関する重要事項説明書（低圧）

【料金表】＜2026 年 12 月検針分（11 月計量日以降のご使用分）より＞

（1）CD 従量電灯 B

			単位	料金（税込）
基本料金※ （1 か月あたり）	契約電流	10A	1 契約	356.38 円
		15A		534.57 円
		20A		712.76 円
		30A		1,069.14 円
		40A		1,425.52 円
		50A		1,781.90 円
		60A		2,138.28 円
電力量料金	第 1 段階料金	120kWh まで	1kWh	29.90 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで		35.59 円
	第 3 段階料金	300kWh を超える		36.50 円

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

解約金	なし※1
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■割引

ガスセット割	0.5%

【適　用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約電流が 10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50アンペアまたは60アンペアである需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

【割　引】

①ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ　CD従量電灯Bの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。

ロ　CD従量電灯 B の料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。

②ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。

③ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

※1　別途付帯契約を締結した場合には、解約金が発生する場合があります。詳細については付帯契約の要綱をご確認ください。

（2）CD 従量電灯 C

			単位	料金（税込）
基本料金※（1 か月あたり）			1kVA	356.38 円
電力量料金	第 1 段階料金	120kWh まで	1kWh	29.90 円
	第 2 段階料金	120kWh を超え 300kWh まで		35.59 円
	第 3 段階料金	300kWh を超える		36.50 円

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

解約金	なし※2
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

■割引

ガスセット割	0.5%

【適　用】

従量電灯の適用範囲に該当し、契約容量が６キロボルトアンペア以上である需要で、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

【割　引】

①ガスセット割は、次のいずれにも該当するお客さまが適用を希望され、お客さまと当社とが合意したときに適用いたします。

イ　CD従量電灯Cの需要場所において同一の名義により、当社との間でガス需給契約（以下「対象ガス需給契約」といいます。）を締結していること。

ロ　CD従量電灯Cの料金と対象ガス需給契約にもとづきお支払いいただく料金と同一の支払い方法によりお支払いいただくこと。

②ガスセット割の適用を受ける場合、電気個別要綱で定める金額から基本料金および電力量料金（燃料費調整額除く）それぞれの0.5パーセントに相当する金額を差し引いたものを料金といたします。

③ガスセット割の適用を希望される場合は、当社に申込みをしていただきます。

※２　別途付帯契約を締結した場合には、解約金が発生する場合があります。詳細については付帯契約の要綱をご確認ください。

電気需給契約に関する重要事項説明書（低圧）

（3）CD 低圧電力プラン

		単位	料金（税込）
基本料金※（1 か月あたり）		1kW	1,071.64 円
電力量料金	夏季（7 月 1 日～9 月 30 日）	1kWh	27.49 円
	その他季（10 月 1 日～6 月 30 日）		25.92 円

※まったく電気を使用しない場合の基本料金は、半額となります。

解約金	なし※3
燃料費調整	あり
燃料費調整の上限	なし

【適　用】
低圧電力の適用範囲に該当し、お客さまと当社が合意したときに適用いたします。

※３　別途付帯契約を締結した場合には、解約金が発生する場合があります。詳細については付帯契約の要綱をご確認ください。

【小売電気事業者】
株式会社ＣＤエナジーダイレクト（小売電気事業者登録番号　Ａ０４９０）
〒103-0022　東京都中央区日本橋室町四丁目５番１号
お問い合わせ先　0570-037-874
受付時間　　平日　９時～19 時
　　土、日、祝日および 1/2、1/3　９時～17 時